



■ 紹介手数料

● 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】

- ・「期間の定めのない雇用契約の紹介の場合」の成功報酬
当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 1 0 0 %
- ・「期間の定めのある雇用契約の紹介の場合」の成功報酬
当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）
に支払われる賃金の 1 0 0 %

● 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な 相談・助言のサービス【職業紹介の付加サービス】の成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 1 0 0 %
手数料負担者は求人者とします。